

新旧対照表

航空貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 13 年 9 月 25 日財関第 781 号）

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>航空貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて</p> <p>　　蔵関第 781 号 　　平 13. 9. 25 　　改正 財関第 346 号 　　平 15. 3. 31 　　改正 財関第 1022 号 　　平 15. 9. 30 　　改正 財関第 号 　　平 16. 3.</p> <p>標記のことについては、下記のとおり定めたので、平成 13 年 10 月 1 日から、これにより実施されたい。</p> <p>この場合において、この通達に定めのないものについては、関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）その他関税関係通達の定めるところによる。また、航空貨物通関情報処理システム（以下「航空システム」という。）の具体的な取扱いについては、別途、「航空運送貨物電算関係税関関連業務事務処理要領」によることとされたい。</p> <p>なお、この通達の実施に伴い、「航空運送貨物に係る電算関係税関関連業務の取扱いについて」（平成 5 年 1 月 29 日蔵関第 91 号）は、廃止する。</p> <p>記</p> <p>第 5 章 輸入通関関係</p> <p>　　第 1 節 輸入申告</p> <p>（輸入申告事項の登録）</p> <p>1 - 1 輸入申告（輸入（引取）申告（特例申告（法第 7 条の 2 第 2 項（申告の特例）に規定する特例申告をいう。以下同じ。）に係る指定貨物（同条第 1 項に規定する指定貨物をいう。以下同じ。）の輸入貨物をいう。以下同じ。）及び関税法基本通達 67 - 4 - 6（マニフェスト等による輸入申告）に規定するマニフェスト等による輸入申告を除く。）輸入申告に併せて行う関税、内国消費税及び地方消費税（以下「関税等」という。以下この節において同じ。）の納税申告並びに輸入許可前引取承認申請（以下この節からこの章第 5 節までにおいて「輸入申告」と総称する。）を行う者又はその代理人である通関業者（以下この節において「通関業者等」という。）が航空システムを使用して輸入申告を行う場合は、当該申告に先立ち申告者名、数量、価格等の必要事項を航空システムに入力させ、輸入申告事項の登録を行わせるものとする。</p> | <p>航空貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて</p> <p>　　蔵関第 781 号 　　平 13. 9. 25 　　改正 財関第 346 号 　　平 15. 3. 31 　　改正 財関第 1022 号 　　平 15. 9. 30 　　改正 財関第 号 　　平 16. 3.</p> <p>標記のことについては、下記のとおり定めたので、平成 13 年 10 月 1 日から、これにより実施されたい。</p> <p>この場合において、この通達に定めのないものについては、関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）その他関税関係通達の定めるところによる。また、航空貨物通関情報処理システム（以下「航空システム」という。）の具体的な取扱いについては、別途、「航空運送貨物電算関係税関関連業務事務処理要領」によることとされたい。</p> <p>なお、この通達の実施に伴い、「航空運送貨物に係る電算関係税関関連業務の取扱いについて」（平成 5 年 1 月 29 日蔵関第 91 号）は、廃止する。</p> <p>記</p> <p>第 5 章 輸入通関関係</p> <p>　　第 1 節 輸入申告</p> <p>（輸入申告事項の登録）</p> <p>1 - 1 輸入申告（輸入（引取）申告（特例申告（法第 7 条の 2 第 2 項（申告の特例）に規定する特例申告をいう。以下同じ。）に係る指定貨物（同条第 1 項に規定する指定貨物をいう。以下同じ。）の輸入貨物をいう。以下同じ。）及び関税法基本通達 67 - 4 - 6（マニフェスト等による輸入申告）に規定するマニフェスト等による輸入申告を除く。）輸入申告に併せて行う関税、内国消費税及び地方消費税（以下「関税等」という。以下この節において同じ。）の納税申告並びに輸入許可前引取承認申請（以下この節からこの章第 5 節までにおいて「輸入申告」と総称する。）を行う者又はその代理人である通関業者（以下この節において「通関業者等」という。）が航空システムを使用して輸入申告を行う場合は、当該申告に先立ち申告者名、数量、価格等の必要事項を航空システムに入力させ、輸入申告事項の登録を行わせるものとする。</p> |

新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>なお、納税義務者が、MPN利用方式（税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成15年財務省令第7号。以下「税関手続オンライン化省令」という。）第8条に規定する方法をいう。以下同じ。）による関税等の納付を希望する場合には、税関手続オンライン化省令第7条第1項（事前届出）の規定に基づき、当該納付を行いたい旨のコードを航空システムに併せて入力させるものとする。</p> <p>1 - 2（省略） (審査区分選定及び関係情報の配信等)</p> <p>1 - 3 輸入申告が航空システムにより受理されたときは、当該輸入申告について審査区分の選定処理等が行われるとともに、通関業者等に次に定める情報が配信される。</p> <p>(1) 審査区分が簡易審査扱い（区分1）となった輸入申告については、納付すべき関税等がない場合、有税であるが納税方式が口座振替方式の場合<u>若しくは直納方式又はMPN利用方式</u>であって納期限延長制度が適用される場合には、輸入申告後直ちに輸入許可又は輸入許可前貨物引取承認（以下この節において「輸入許可等」という。）が行われ、通関業者等に「輸入許可通知情報」又は「輸入許可前貨物引取承認通知情報」が配信される。ただし、口座残高不足又は担保残高不足の場合には、輸入許可等の通知は行われず、航空システムを通じて口座残高が不足している旨又は担保が不足している旨が通関業者等に通知されるとともに、「輸入申告控情報」が配信される。</p> <p>また、これと同時に、関税等の納付方式が次に掲げる場合には、それぞれの納付方法に応じて、次により関税等の納付を行わせるものとする。</p> <p>— 口座振替方式の場合は、銀行に「納付書情報（口座）」が配信されるので、これを「納付書」（別紙様式N-172号）として出力させ、口座振替を行わせるものとする。</p> <p>— 直納方式（包括納期限延長方式が適用される場合を除く。）の場合は、通関業者等に「納付書情報（直納）」が配信される（輸入許可前貨物引取承認申請の場合を除く。）ので、これを「納付書」（別紙様式N-171号）として出力させ、関税等の納付を行わせるものとする。</p> <p>— MPN利用方式（包括納期限延長方式が適用される場合を除く。）の場合は、通関業者等に「納付番号通知情報」が出力されるので、納税義務者等に当該情報を用いてMPN利用方式により関税等の納付を行わせるものとする。</p> <p>(2)（省略）</p> <p>1 - 4 及び 1 - 7（省略）</p> <p>第2節 輸入（引取）申告（省略）</p> <p>第3節 特例申告</p> <p>3 - 1（省略） (特例申告)</p> | <p>1 - 2（同左） (審査区分選定及び関係情報の配信)</p> <p>1 - 3 輸入申告が航空システムにより受理されたときは、当該輸入申告について審査区分の選定処理等が行われるとともに、通関業者等に次に定める情報が配信される。</p> <p>(1) 審査区分が簡易審査扱い（区分1）となった輸入申告については、納付すべき関税等がない場合、有税であるが納税方式が口座振替方式の場合<u>又は直納方式</u>であって納期限延長制度が適用される場合には、輸入申告後直ちに輸入許可又は輸入許可前貨物引取承認（以下この節において「輸入許可等」という。）が行われ、通関業者等に「輸入許可通知情報」又は「輸入許可前貨物引取承認通知情報」が配信される。ただし、口座残高不足又は担保残高不足の場合には、輸入許可等の通知は行われず、航空システムを通じて口座残高が不足している旨又は担保が不足している旨が通関業者等に通知されるとともに、「輸入申告控情報」が配信される。</p> <p>また、これと同時に、関税等の納付方式が口座振替方式の場合には銀行に「納付書情報（口座）」が配信されるので、当該銀行は、「納付書」（別紙様式N-171号）を出力することができる。また、直納方式（包括納期限延長方式が適用される場合を除く。）の場合には、通関業者等に「納付書情報（直納）」が配信される（輸入許可前貨物引取承認申請の場合を除く。）ので、これを「納付書」（別紙様式N-172号）として出力して、関税等の納付を行わせるものとする。</p> <p>(2)（同左）</p> <p>1 - 4 及び 1 - 7（同左）</p> <p>第2節 輸入（引取）申告（省略）</p> <p>第3節 特例申告</p> <p>3 - 1（同左） (特例申告)</p> |

新旧対照表

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p><u>3 - 2 通関業者等が航空システムを使用して特例申告を行う場合は、前項の規定により登録された特例申告事項について通関業者等に出力される応答画面の内容を確認して送信することにより、又は事前に行われた特例申告事項登録を利用して、これに利用者コード、業務コード及び輸入（引取）申告番号を入力し、送信することにより、行わせるものとする。なお、この入力に当たっては、この章第1節1 - 1（輸入申告事項の登録）なお書の規定を準用する。</u></p> <p>また、この場合において、関税等の納付は、次により行わせるものとする。</p> <p>(1) 口座振替方式の場合は、銀行に「納付書情報（口座）」が配信されるので、これを「納付書」（別紙様式N - 172号）として出力させ、口座振替を行わせるものとする。なお、口座残高が不足しているときは、海上システムを通じてその旨が通関業者等に通知される。</p> <p>(2) 直納方式（特例申告納期限延長方式が適用される場合を除く。）の場合は、通関業者等に「納付書情報（直納）」が配信されるので、これを「納付書」（別紙様式N - 171号）として出力させ、関税等の納付を行わせるものとする。</p> <p>(3) MPN利用方式（特例申告納期限延長方式が適用される場合を除く。）の場合は、通関業者等に「納付番号通知情報」が配信されるので、納税義務者等に当該情報を用いてMPN利用方式により関税等の納付を行わせるものとする。</p> <p>また、特例申告に当たっては、この章第1節1 - 2（輸入申告）ただし書の規定を準用する。</p> <p>なお、輸入（引取）申告事項の登録時に特例申告事項の登録を併せて行うことにより、当該輸入（引取）許可後に自動的に特例申告を行うことができるものとする。</p> <p>3 - 3 ~ 3 - 6 （省略）</p> <p>第4節 マニフェスト等により輸入申告 （省略）</p> <p>第5節 蔽入・移入・総保入承認申請 （省略）</p> <p>第6節 予備審査制による申告・申請 （省略）</p> <p>第7節 修正申告</p> <p>（修正申告事項の登録）</p> <p>7 - 1 修正申告を行う者（以下この節において「通関業者等」という。）が航空システムを使用して修正申告を行う場合は、当該申告に先立ち申告者名等の必要事項を航空システムに入力させて修正申告事項の登録を行わせるものとし、受理されたときは、通関業者等に「修正申告入力控情報」が配信される。<u>この入力に当たっては、この章第1節1 - 1（輸入申告事項の登録）なお書の規定を準用する。</u></p> <p>なお、特例申告に係る指定貨物にあっては、特例申告書（法第7条の2第1項（申告の特例）に規定する特例申告書をいう。）の提出期限後に行わせるものとする。</p> | <p><u>3 - 2 通関業者等が航空システムを使用して特例申告を行う場合は、前項の規定により登録された特例申告事項について通関業者等に出力される応答画面の内容を確認して送信することにより、又は事前に行われた特例申告事項登録を利用して、これに利用者コード、業務コード及び輸入（引取）申告番号を入力し、送信することにより、行わせるものとする。</u></p> <p>また、特例申告に当たっては、この章第1節1 - 2（輸入申告）ただし書の規定を準用する。</p> <p>なお、輸入（引取）申告事項の登録時に特例申告事項の登録を併せて行うことにより、当該輸入（引取）許可後に自動的に特例申告を行うことができるものとする。</p> <p>3 - 3 ~ 3 - 6 （同左）</p> <p>第4節 マニフェスト等により輸入申告 （同左）</p> <p>第5節 蔽入・移入・総保入承認申請 （同左）</p> <p>第6節 予備審査制による申告・申請 （同左）</p> <p>第7節 修正申告</p> <p>（修正申告事項の登録）</p> <p>7 - 1 修正申告を行う者（以下この節において「通関業者等」という。）が航空システムを使用して修正申告を行う場合は、当該申告に先立ち申告者名等の必要事項を航空システムに入力させて修正申告事項の登録を行わせるものとし、受理されたときは、通関業者等に「修正申告入力控情報」が配信される。</p> <p>なお、特例申告に係る指定貨物にあっては、特例申告書（法第7条の2第1項（申告の特例）に規定する特例申告書をいう。）の提出期限後に行わせるものとする。</p> <p>7 - 2 （同左）</p> |

新旧対照表

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>7 - 2 (省略) <u>(関係情報の配信及び出力等)</u></p> <p>7 - 3 修正申告が航空システムにより受理されたときは、通関業者等に「修正申告控情報」が配信される。また、この場合において、関税等の納付は、次により行わせるものとする。</p> <p>(1) 口座振替方式の場合は、銀行に「納付書情報(口座)」が配信されるので、これを「納付書」(別紙様式N-172号)として出力させ、口座振替を行わせるものとする。なお、口座残高が不足しているときは、航空システムを通じてその旨が通関業者等に通知される。</p> <p>(2) 直納方式の場合は、通関業者等に「納付書情報(直納)」が配信されるので、これを「納付書」(別紙様式N-171号)として出力させ、関税等の納付を行わせるものとする。</p> <p>(3) MPN利用方式の場合は、通関業者等に「納付番号通知情報」が配信されるので、納税義務者等に当該情報を用いてMPN利用方式により関税等の納付を行わせるものとする。</p> | <p><u>(関係情報の配信及び出力)</u></p> <p>7 - 3 修正申告が航空システムにより受理されたときは、通関業者等に「修正申告控情報」が配信されるとともに、納税方式が直納方式となっている場合は「納付書情報(直納)」が配信され、併せて「納付書」が出力される。また、口座振替方式によつては、口座残高が不足しているときは、航空システムを通じてその旨が通関業者等に通知される。</p> |
| <p>7 - 4 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第8節 収納関係</p> <p>(申告納税方式による関税等の納付方法)</p> <p>8 - 2 航空システムを使用して行われる納税申告若しくは修正申告の納税の方法又は輸入許可前引取の承認を受けた貨物に係る税額等の通知に基づく関税等の納付の方法は、次による。</p> <p>(1) 口座振替方式を選択した場合 (省略)</p> <p>(2) <u>直納方式を選択した場合</u></p> <p>— <u>即納又は個別延長方式を選択した場合</u></p> <p>航空システムにより出力される各税(消費税及び地方消費税は、一の税とみなす。以下同じ。)ごとの「納付書」により日本銀行(日本銀行歳入代理店を含む。以下同じ。)に関税等の税額を納付させる。</p> <p>なお、「納付書」は原則として申告の都度出力されるが、特例申告に係る即納の場合には、特定日までに特例申告された場合に限り、当該特定日の翌日に、航空システムにより特定月分ごとに一括して出力される各税ごとの納付書(以下「一括納付書」という。)により納付させる。</p> <p>— <u>包括納期限延長方式又は特例申告納期限延長方式を選択した場合</u></p> <p>航空システムにより特定月分ごとに一括して出力される「一括納付書」により日本銀行に関税等の税額を納付させる。</p> <p>なお、書面による申告で包括納期限延長又は特例申告納期限延長を適用する場合は、航空システムに徴収決定済額を登録することにより、当該申告に係る納付</p> | <p>7 - 4 (同左)</p> <p style="text-align: center;">第8節 収納関係</p> <p>(申告納税方式による関税等の納付方法)</p> <p>8 - 2 航空システムを使用して行われる納税申告若しくは修正申告の納税の方法又は輸入許可前引取の承認を受けた貨物に係る税額等の通知に基づく関税等の納付の方法は、次による。</p> <p>(1) 口座振替方式を選択した場合 (同左)</p> <p>(2) <u>即納又は納期限延長方式を選択した場合</u></p> <p>即納又は個別納期限延長方式を選択した場合は、航空システムにより出力される各税(消費税及び地方消費税は、一の税とみなす。以下同じ。)ごとの「納付書」により日本銀行(日本銀行歳入代理店を含む。以下同じ。)に関税等の税額を納付させる。</p> <p>なお、「納付書」は原則として申告の都度出力されるが、特例申告に係る即納の場合には、特定日までに特例申告された場合に限り、当該特定日の翌日に、航空システムにより特定月分ごとに一括して出力される各税ごとの納付書(以下「一括納付書」という。)により納付させる。</p> |

新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>税額が「一括納付書」に加算されることとなるので留意する。</p> <p>(3) <u>M P N利用方式を選択した場合</u> <u>M P N利用方式を選択した場合は、航空システムにより次の区分に応じて配信される「納付番号通知情報」により、航空システムと電気通信回線を通じて通信できるインターネットバンキング等の金融機関のチャネルから、納付情報（収納機関番号、納付番号及び確認番号）を入力し、関税等の税額を納付させる。</u></p> <p>— <u>即納を選択した場合</u> <u>航空システムにより当該納税申告に係る各税を一括して「納付番号通知情報」が配信される。</u> <u>なお、「納付番号通知情報」は、原則として申告の都度配信されるが、特例申告に係る即納の場合には、当該特定日の翌日に、航空システムにより特定月分及び各税ごとに「納付番号通知情報」が配信される。</u></p> <p>— <u>個別納期限延長方式を選択した場合</u> <u>航空システムにより申告番号及び納期限ごとの「納付番号通知情報」が配信される。</u></p> <p>— <u>包括納期限延長方式又は特例申告納期限延長方式を選択した場合</u> <u>航空システムにより特定月分及び各税ごとに一括して「納付番号通知情報」が配信される。</u></p> <p><u>(納付情報の作成及び管理等)</u></p> <p><u>8 - 3</u> <u>書面による申告又は税関長の処分により納付すべき税額が確定した関税等について、税関手続オンライン化省令第7条第1項（事前届出）の規定によりM P N利用方式による納付を行いたい旨の届出があった場合には、収納担当部門は、当該関税等に係る徴収決定済額及びその税目、納税義務者名等の必要事項を航空システムに入力し登録する。これにより、納税義務者等は、M P N利用方式による納付ができることとなり、収納担当部門に当該納付に必要な納付情報（収納機関番号、納付番号及び確認番号）等からなる「納付番号通知情報」が配信されるので、これを出して納税義務者又はその代理人に通知する。</u></p> <p><u>(国税収納金整理資金徴収簿等の書式)</u></p> <p><u>8 - 4</u> <u>(同左)</u> <u>(徴収決定済額及び収納済額の登記)</u></p> <p><u>8 - 5</u> <u>(同左)</u> <u>(輸入許可等の通知)</u></p> <p><u>8 - 6</u> <u>(同左)</u> <u>(輸入許可前引取承認等の通知)</u></p> <p><u>8 - 7</u> <u>(同左)</u></p> | <p>(3) <u>包括納期限延長方式又は特例申告納期限延長方式を選択した場合</u> <u>包括納期限延長方式又は特例申告納期限延長方式を選択した場合は、航空システムにより特定月分ごとに一括して出力される「一括納付書」により、日本銀行（日本銀行歳入代理店を含む。）に關税等の税額を納付させる。</u> <u>なお、書面による申告で包括納期限延長又は特例申告納期限延長を適用する場合は、航空システムに徴収決定済額を登録することにより、当該申告に係る納付税額が、「一括納付書」に加算されることとなるので留意する。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(国税収納金整理資金徴収簿等の書式)</u></p> <p><u>8 - 3</u> <u>(同左)</u> <u>(徴収決定済額及び収納済額の登記)</u></p> <p><u>8 - 4</u> <u>(同左)</u> <u>(輸入許可等の通知)</u></p> <p><u>8 - 5</u> <u>(同左)</u> <u>(輸入許可前引取承認等の通知)</u></p> <p><u>8 - 6</u> <u>(同左)</u></p> |